

府子本第 1067 号
子発 1116 第 1 号
令和 3 年 11 月 16 日

公益財団法人児童育成協会
理事長 鈴木 一光 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「企業主導型保育事業等の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、平成 29 年 4 月 27 日付府子本第 370 号、雇児第 0427 第 2 号「企業主導型保育事業等の実施について」の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱(以下「実施要綱」という。)」により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。